明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務一一〇）　一
〔告　示〕
○周波数割当計画を作成する件（総務四〇二）　一四

省　令

○**総務省令第百十号**

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十六日

総務大臣　村上誠一郎